

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年11月20日（木）14:10～15:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 工藤 和美 東洋大学理工学部建築学科 教授
シーラカンズ K&H 株式会社 代表取締役

<提案者>

小島 誉寿 神奈川県保健福祉局総務室企画調整担当課長
山口 健太郎 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進局事業統括部長
藤田 礼子 成田市副市長
宮田 洋一 成田市企画政策部企画調整課課長
木下 敬 成田市企画政策部企画政策課課長補佐

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
東郷 康弘 法務省入国管理局総務課補佐官
山田 敏之 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室室長補佐
堀井 奈津子 厚生労働省安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人の介護人材の活用（東京圏）
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、少し時間が早いですが、外国人の介護人材の活用ということで、関係省庁として厚労省、法務省の両省に来ていただきました。これは東京圏からの御提案ということで、10月1日の区域会議の区域計画案の中で外国人の介護人材の活用ということでまさに書かせていただきました。その御提案元として神奈川県と成田市にもおいでい

ただいております。

御提案の内容は大体区域計画案に書いてありますので、神奈川県、成田市のほうからごく簡単に御説明していただいた上で関係省庁からの見解をお聞きするという形で進めさせていたいただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、お忙しいところをお運びいただきまして、どうもありがとうございます。

では、今、次長が申しあげましたように、まずは神奈川県さんのほうから御要望をお願いします。

○小島企画調整担当課長 それでは、神奈川県から御説明をさせていただきます。

「外国人介護人材の確保・定着に向けて」という資料を用意させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、1つ目をおめくりいただきまして、こちらの資料は10月1日の区域会議で私ども知事が御説明した資料でございまして、この部分の真ん中ほどにございます外国人の介護人材の活用の部分が本県から提案している内容でございます。こちらの詳細について、次のページから御説明をさせていただきます。

外国人の介護人材の確保・定着に向けてということで、もう、現状と課題は皆様御案内のとおり、これから超高齢化社会を迎える中で、介護人材の不足感というのが出ているというようなことがあります。その対応の方向として、私どもとしても介護のイメージアップであるとか人材育成というのを行っているわけですが、さらに資質の向上、さらにはこれに新たに多様な外国人材の活用を入れていきたいというような思いでございます。取り組みとしましては、今回提案させていただいておりますのが、国家戦略特区を活用して外国人の介護福祉士、この国家資格である介護福祉士の養成確保の仕組みづくりをしてまいりたいというような考えでございます。

また、おめくりいただきまして事業の構成としましては、大きく2つ分けてございまして、まず1つが外国人の介護福祉士の養成確保ということで、こちらは在留資格等の規制改革、緩和をしていただいて取り組む内容でございます。さらには、そうした外国人の介護職を定着させるための受け皿づくりということで、これは県の中で取り組む事業でございます。

さらにこれをおめくりいただきまして、事業の概要といたしましては、左側に現状・課題で現在行われておりますEPAに基づく3カ国の介護人材の受け入れについて、現状の中で課題がございます。1つ目は、介護分野への就労についてEPAの場合には特定活動ということで、それ以外は認められていない。実際にEPAの制度によって介護福祉士の国家資格を取得したとしても、外国人には例えば訪問介護が認められていない、そういった制限がございます。さらには、実際に介護福祉士を取得しても、結婚等を理由に帰国してしまうようなケースが多いということと、なかなか定着に結びついていないということと、さらには

最後には、この介護福祉士の国家資格の合格率、これは日本語の壁がありまして50%程度と低いものになっているという現状がございます。それらを打破するために、今回右側の規制緩和の提案をさせていただいております。

まず、現在の介護福祉士の養成には、EPAの場合には3年間の実務経験がありますので、3年間実務経験を積んだ上で、資格取得のための試験を受ける。一度起きた場合には、1回に限って翌年試験を受け直すことができるとなっているのですが、その部分をさらに延長して、在留資格を更新して入れられないかというようなことがございます。

そういった部分が①、②で、③については、今、在留資格の関係では介護の分野がないものですから、この介護福祉士の分野を直近で看護師を入れたように、高度人材の中に介護資格を入れていただいて、実際にEPAで一旦帰国した人であるとか、さらには国内で取っている、資格を取得したような方について半永久的に日本の中で介護福祉士として就労できるようにしたいというような内容でございます。

さらには4番目として、結婚を理由に帰国する方がいらっしゃるというのがどうしても相手国、母国での大学等を卒業されて日本においでになって3年ということがございますので、ちょうど結婚適齢期に差しかかってございますので、そういった方々がさらに日本の国内で介護の技術を身につけるということを阻害しないように家族の滞在についても認めていただければということで、この家族の滞在についていろいろと問題もあろうかと思っておりますので、当面は配偶者またはその子というところまで限定して実施できたらというような内容が主でございます。

次のページをめくりまして、本県では、この取り組みを進めるために、まずベースとしてはEPAの仕組みを原則基盤としてやっていきたいということがありますので、申し込みの段階に記載してございますように、3種類の方々を対象としようと考えています。

1つは、先ほど申し上げたEPA経験者で一旦帰国してしまったようなケース。

2つ目には、日本語の問題がございますので、現在、日本国内で外国人留学生として大学等で勉学にされているような方、その卒業後の在留資格を認めて介護福祉士の取得を目指すというのが2つ目でございます。

3つ目は、その他として海外の日本語学校等の推薦をいただいて、この語学、N3というのが通常の日常会話ができる程度ということでございますので、この程度の方を御推薦いただいて日本に送り込んでいただく、そういったマッチングが現在EPAの事業を行っております国際厚生事業団（JICWELS）を一応私どもは想定させていただいてまして、そういったところとマッチングをしていただいて日本国内に送り込んでいただく。その日本国内の神奈川県での受け入れも想定といたしましては、新たに公益社団法人を立ち上げまして、そこが受け皿になるということで、現在仮称として神奈川外国人介護福祉士養成機構、そちらを県内の特別養護老人ホーム等を運営している団体、そういったところが現在の外国籍の県民に対する研修等の実績、ノウハウがあるものですから、そういったところを受け入れ施設として選定していきたいというようなことがございます。その下にありますのが

国家資格を取得するまでのフローということになっておりまして、参考までに記載してございます。

めくっていただきまして、全体的にはマッチングも重要でございますが、日本国内での日本語または介護導入研修、さらには就労相談、支援といったバックアップというか支援体制も必要であろうと。さらにはそういった方々が今後日本国内で生活を営むためには生活支援、相談、居場所づくりといったものも必要だろうと。そういったものを担うそれぞれ団体を用意してございまして、真ん中の部分は、先ほど言いました受け入れをする機構、さらに右側の部分は、神奈川県内の3セクである国際交流事業団等を想定してございまして、そういったところがバックアップをしていきたいと考えてございます。

さらにめくっていただきまして、このページは御案内のように、今後、今の介護職員の2倍の人材が必要になるというペーパーですので飛ばさせていただいて、私ども神奈川県が今回こういった提案をした背景でございますが、神奈川県内にはインドネシア難民を初めとしてかなりの外国人がいらっしゃるということで、その方々も一様に高齢化が進んでいるということもありますので、外国籍の方々にも介護の世界に入ってもらうことが必要であるということが1つあります。

またさらに、最後から1つ前のページでございますが、県内でも既に在留資格をお持ちの方に対して現在こういった形で今この5年間で特別養護老人ホームでも100名を超える方が就労しているという実績がありますので、神奈川県内の介護事業所においては、外国人が働いているということは余り違和感がない状態になっておりまして、受け皿である介護の事業所の方々のお話の中でも、こういった方々、特に優秀な人材ということで位置づけてございますので、そういった方々が入ってくるのは望ましいと考えてございます。

最後に言わせていただきたいのは、今、国の全体の動きでも介護人材を海外からという求める動きがあるようでございますが、私どもは安価な労働とは考えてございませんで、やはり高度な人材を育成したい。日本は確かに超高齢社会の到来は先進諸国の中でも先んじているわけですが、いずれ世界的にも高齢化の波はこの国にも訪れるわけでございますので、できれば神奈川県内でノウハウを蓄積していただいて、母国に最終的には戻っていただいて、母国の中で介護事業をリーダーシップを発揮してできるような人材、そういったものを要請することが国際貢献にもつながるのではないかと、そんな考えでおりますので、1つこの提案をお認めいただいて事業の促進が図られるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

お役所からこれに対する御意見を伺う前に、私自身伺いたいのは、外国人を入れるときにいつも原則論があるわけですがけれども、高度人材については基本的に問題がない。今度の建築労働者、建設労働者が明らかに不足して、非常に高い賃金を得ている。そういう部分で一時期 mismatch を解消するために入れるということも当然あるだろうと。これは短

時間では日本の補給が間に合わないわけです。ところが、この介護というのは非常に低い賃金のところなわけです。そこに外国人を入れたら、さまざまな御指摘のようなメリットがある、母国で役に立つということはあるけれども、日本の低所得の介護労働者はますます入りにくくなって、ますます不足が起きる可能性があるわけですね。ここの賃金は大幅に上げるということを考えてらっしゃるのですか。それとマッチしない限り、どうしても競合してしまうのではないかと思うのですが、そこを先ほどかなりポジティブに考えてらして、非常に高度の介護人材だけを入れるのだというように私はとったのですが、そここの調整についてはどういうふうにお考えか教えてください。

○小島企画調整担当課長 実は、今、介護人材の報酬というのは介護報酬によっております。その報酬の中の考え方が、厚生労働省の方がいらっしゃいますけれども、単に人材の人員だけではなくて、やはりそこに求められているスキルであるとか、資格というものも重要視されておまして、例えば介護福祉士、国家資格を取得している割合が高ければ、その事業所には介護報酬の加算があるというような制度になってございますので、単に安価な、例えばヘルパーの2級程度の方を我々は欲しているわけではなくて、国家資格である介護福祉士、一番上等の資格の方を招き入れたいと思っていますので、そこが違うところかなと。

当然、神奈川県内でその方々を雇うときには、条件としては今のEPAと同様に、日本人と同じ賃金を保障するというごことばでございますので、逆に外国人の方が入ったからといって日本人の労働を阻害するということはないです。現在、介護の世界では求職を求めているもなかなか日本人がミスマッチによって雇用に応じてくれない、そんなことがございますので。

○八田座長 給料が安すぎるのでしょうか。

○小島企画調整担当課長 安すぎるというのもあると思うのですが、どうしても3K職場と言われるものが定着してしまっているということがあって、私ども神奈川県の中でも3Kを払拭するために介護の仕事のすばらしさとかやりがいというものを訴えかけてはいるのですが、もとのベースは賃金が他の産業に比べて低いということが指摘されていますので、その部分は今厚労省のほうでも介護も人材の処遇改善ということでは次期報酬改定についてもそういった部分は折り込んで今後も充実していくと伺っていますので、私どもは国の施策に期待したい。

○八田座長 給料が低いということは、介護福祉士についても当てはまるわけですか。

○小島企画調整担当課長 介護福祉士についても当てはまりますけれども、通常の初任者研修受講者、従前のヘルパー2級程度の方々よりは高い給料。

○八田座長 それでも不足しているわけで、しかも介護福祉士の資格を持ってらっしゃる方が職場に必ずしも戻ってこないわけでしょう。

○小島企画調整担当課長 その方々の割合が高ければ、その事業所の報酬が高くなって、その部分、逆に働いている方々に還元できるという仕組みを厚生労働省が報酬の中で導入

している。

○八田座長 決して給料が高いわけでもないのに、既に資格を持っている人が働くこともせず、新しい人がどんどんこの資格を得ようと日本人がしていない。明らかに給料が低いところに外国人を入れようとしているということで、それを神奈川県内で別な対策を独自にやろうとしておられるのかどうか。いろいろ言っても、結局は給料が安くて人間が来ないところに増強しようという話ではないですか。

○小島企画調整担当課長 そこは私ども神奈川県の中では、特に給料だけで仕事を選択するのではないのではないかと。

○八田座長 日本人は入ってこないのでしょうか。

○小島企画調整担当課長 日本人もそうだと思うのです。ですから、私たちは、今、高校生に対して、授業の一環として介護の仕事のすばらしさであるとか、体験談を母校に帰って語るであるとか、そういうイメージアップ戦略とか、あとは若年層に対する介護人材の養成の要は呼びかけですね。そういったものを今県立高校を中心にやらせていただいていますので、決して給料が安いというだけを是認しているわけではなくて。

○八田座長 給料が安いところに外国人を入れてはまずいでしょうということで、外国人を入れるからにはそこは何か対策を考えてらっしゃるのでしょうかということなのですが、私が余り言い過ぎたので、お役所のほうからお願いします。

どうぞ。

○根岸企画室長 法務省入国管理局の企画室長をしております根岸と申します。よろしくお願いします。

初めに法務省のほうから御説明をさせていただきます。お手元に配付いたしました法務省の説明資料、今回この後ずっと幾つかの議題、法務省通しになっておりますので、資料をまとめてセットさせていただいております。

法務省のクレジットの資料を見てくださいと、まず最初に、日本再興戦略の抜粋を付けてございます。そこは飛ばしまして、5ページ目からが、先日、産業競争力会議の点検会合があった際に、法務省、厚労省共同で提出した資料でございます。

その中の全体の通しページでの7ページを御覧ください。現在の取組状況が記載してございます。介護分野の外国人材に関しましては、日本再興戦略において留学生の就職支援、活躍支援という観点で、留学生から介護福祉士の資格を取った方たち、いわゆる養成校ルートで介護福祉士の資格を取られた方々について、その後、引き続き国内で就労できるようにというようなことが記載されておりますので、それに基づきまして今一緒にお越しいただいている厚労省さんを始めとして、関係省庁で協議を行ってきてございます。

その検討状況ですけれども、介護福祉士、日本の大学あるいは専門学校を卒業して、介護福祉士の国家資格を取られた留学生について、引き続き就労できるように、現行の在留資格では直接当てはまる在留資格がございませんので、その方向について在留資格の拡充も含めまして今検討を行っているところでございます。

そこについては、年内をめどに制度設計を行うということにしておりますので、今、詰めの協議を行っているという段階で、具体的なやり方について今細かく詰めているところですが、いずれにしても、留学生から介護福祉士の資格を取られた方については就労を可能にするということで、今、具体的なやり方を検討しているというところでございます。

本日は、ここの部分ではそれだけを御説明しようと思っていたのですが、今、神奈川県さんから詳細な御説明をいただきまして、今日、初めてこの資料のこういうイメージを持たれていたのだとお聞きしましたので、余り責任を持ったお答えがしにくいのですが、気づいた点だけ申し上げます。

神奈川県さんの先ほど御説明いただいた資料の3ページのところに具体的な規制緩和の提案ということで並べられているのですが、いずれにしても介護福祉士の資格を養成校ルートで取られた方については就労を認めるというところについては、完全にぴったりではないのかもしれませんが、おおむね御要望にお答えする方向で今考えていると考えていただいて結構かと思うのですが、技能実習との兼ね合いのところなどがございまして、技能実習の対象職種に介護を加えるかどうかというのはまた別の検討課題として、これも検討はしております。

まだ結論は出ておりませんが、それはそれで検討課題なのではございますが、若干今神奈川県さんの御提案をお聞きしますと、技能実習の職種に加えるという話と、その後、また何かEPAの特例的に介護福祉士としてずっと就労するというのがセットになってしまっていて、そうすると、技能実習というものの趣旨からいたしますと、我が国で学んだ技能、技術というのを母国に持ち帰って生かすということからいたしますと、その人たちが予定どおり技能を習得した暁にはずっと日本で働いてもらいますということになってしまふとちょっと違うのかなと。EPAの試験がだめだった場合のケースを参考にされたのかもしれませんが、あれはあくまでもEPAだからこそできている枠組みですので、ここは技能実習の趣旨からは外れてしまうのではないかなというような気がいたしました。

3ページの④のところでありまして家族の方にというところですが、EPAで介護福祉士の資格を取られて、その後、継続して就労できる形になられた方については、家族の呼び寄せも認められておりますので、家族滞在の在留資格ではありませんけれども、EPAで特例ですので、特定活動という在留資格でやっていますから、特定活動の家族滞在というのは特定活動で別に規定する形になっています。同じ特定活動で別の家族としての活動をされて、現行制度でも在留できるようになってございます。そこだけ付け加えさせていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○八田座長 あと続いてどうぞ。

○山田室長補佐 介護分野ということで厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室の山田から回答を補足申し上げます。

今、八田先生と神奈川県さんのほうでやりとりがありましたとおり、まずは国内の介護人材をきちんと確保するという観点から、現在、厚生労働省の審議会で運用を進めています。そういう意味で、処遇改善ということはまさに介護報酬との関係を進めているところですが、それ以外に介護人材、今ここで100万人という言葉を出してきましたけれども、直近の数字から言うと大体70万人ぐらい、今後2025年に向けて必要という感じになっている状況です。

そうした中で、これは給料だけ上げれば人が来るということでもございませんで、3Kという話も出ましたけれども、勤務環境というのも改善していかなければいけないとか、あるいは介護にまつわるイメージがどうしてもよろしくないということで、その払拭を努めていかなければならないということもあって、まさに参入の促進、資質の向上、勤務環境、処遇の改善という3本柱をとって現在検討を進めているということでございます。なので、70万人必要ということに関しても基本的には我々としては当然ながら国内人材で、例えば若者の方、もちろん生産年齢人口というのは減っていくという話がありますけれども、これは介護が魅力ある職場ではありますので、十分尊厳に基づいて仕事をしていくというのは尊いものですし、やりがいのあるものではございますので、若者にもぜひ入っていただきたいですし、女性の活躍という点でも、ぜひ女性の方にも、例えば子育てについて一息ついた方が自分なりのペースでその職場に入っていただくとか、あるいは仕事についても定年を迎えられた方が第2の職場として介護の現場を選んでいただくとか、そういう観点で入っていただくということを我々としては、まずは考えていかなければいけないということで議論を進めているという状況でございます。

なので、まさに八田先生がおっしゃられたように、賃金も含めた介護現場の全体としての底上げといいたいでしょうか、賃金以外の部分も含めた底上げというのを現在厚生労働省内では進めているという状況でございます。

説明は以上です。

○八田座長 あとは御説明ございますか。

そうしたら、今まず法務省さんのほうから、日本の大学等を卒業して介護福祉士の国家試験を取得した外国人留学生について引き続き国内で就労できるように検討を行っている、これはかなり大きいですね。この場合に、大学を卒業した場合には、別に、この資格を取らなくても就職した人に対しては高度人材として優遇されているわけですね。

○根岸企画室長 一般的に言いますと、大学を卒業して、そこで学んだことを生かすような、すごくありていに言って大卒のホワイトカラーのような仕事ですね。そういう仕事については人文知識・国際業務というのが現在の現行の在留資格で認められています。ただ、それは個人の専門性というよりは仕事の内容を専門的、技術的分野ということで見ていますので、大卒の方であっても、やられる仕事はそういう仕事でない場合には認められていません。そうすると、介護については、いわゆる介護とかそういう分野で言いますと、ソーシャルワークとケアワークとあって、そのうちのケアワークのほうに入るわけで、いわ

ば直接手を下すほうに入るわけで、そうすると、その中でそういう分野について、今まで専門的、技術的分野というふうになかなか評価することが難しかったのです。

介護はいわばそういう専門性を持った人も、そこまで、全く知識なしでは困るかもしれませんが、いろんな程度の方がやり得る仕事なものですから、今回、そこに当たって特に介護福祉士の方について言えば相当な専門性を求められていますし、特に今回養成校ルートの方を想定しています。そこで養成校として指定されているのは学校のほうという観点でいうと、大学だったり専門学校という通常認めている、就労を認めているようなレベルの知識を体系的に学ばれた方ということで、同じ介護をやるに当たって、いわゆるヘルパーさんがやる介護と介護福祉士がやる介護というのを概念として分けることができるかということをいろいろ議論いたしまして、やはりそういった知識を持った、資格を持った人がやる介護というのは違うという切り分けができるのではないかとということで、その介護福祉士の方のやる介護は専門的、技術的分野と位置付けることによって、この分野がそこについては就労を認めていきたいと思いますというような形です。

○八田座長 そうすると、それはホワイトカラーのときにはかなり長期間、後で在留できると思うのですが、この場合も特に期限を切ってしまうということではないということですね。

○根岸企画室長 あくまでも専門的、技術的に位置付けたもので、何か特例的に、人が足りないから特別に認めましょうとか、そういうものではありませんので、特に期間はなく、1回当たりの許可を更新して行って、そのうち永住を取るかもしれませんし、ずっと更新を続けても特に滞在年数の上限というのは設ける予定はありません。

○八田座長 わかりました。ところが、今のは大卒に関してもそれでわかるのですが、専門学校を卒業して介護福祉士を取った場合も全く同等なわけですね。これはほかの分野でも専門学校を卒業してそういう資格を取ったら、ある意味で将来的な永住が認められる分野というのはかなり多いわけですか。

○根岸企画室長 ほかの分野でも、人文知識・国際業務などは日本の専門学校を出られて専門士の称号を取られた方ですね。それを取られた方については、本来原則は大卒なものですから、大卒ほど専門との関連は緩やかに見ていませんが、逆に関連する分野で就労するという場合については、通常でも認めております。例えば何か経営学的なものの専門学校を出られた人がそういうようなことに関する仕事をされるということであれば、普通に人文・国際で大学の経営学部を出られた人と同じように許可も受けられますし、更新もずっとできるということになっています。

○八田座長 それでは、神奈川県さんの側から、今のお答えに対する御意見をお願いいたします。

○小島企画調整担当課長 法務省さんが今考えてらっしゃる部分で質問なのですが、大学卒なり専門学校養成校というのを想定されているということですが、それを卒業と同時に介護福祉士の資格が習得されていなければ、当然その後の在留資格は認めないという考えなのでしょうか。その取得するまでの間、介護福祉士については実務経験3年

というのが必要になりますので、その間の部分も認めていただけるのでしょうか。そこはどうかでしょうか。

○根岸企画室長 今、検討していますのは、養成校ルートで介護福祉士の資格を取られた方について就労資格として認めようということです。いわば専門的、技術的分野の外国人労働者は認めましょうということです。専門的、技術的分野を目指していますという人については、それはEPAだからこそできた、要はその期間というのはそういうレベルにはない介護職の就労を認めるということです。あれはEPAだからこそできている特例であって、一般的にそういうものを認めるということは、むしろ今回のケースでいうと、専門的、技術的分野の労働者になる準備期間というのは留学の期間なのだろうと思っています。

○八田座長 今、お考えになっているのは、かなり日本語ができるようにできて、学校で普通に日本語の試験を受けてやられる。

○根岸企画室長 その前に1年ぐらい日本語学校に行かれるケースも多いですし、そうすると、日本語的にもそれなりにできていて、日本社会にもなじんでいる人でもあるということ。最終的に資格を取られますので、自然にできているのだと思います。

○小島企画調整担当課長 そこは同じで、留学生をターゲットにしたのは日本の文化になじんでいるという意味では実績があるのかな。ただ、今、考えられているのは、すごく限定的で、養成校ルートということは、養成校に入ってもらわなければいけないということですね。そこが我々の考えていたのは、通常の大学卒業、福祉課とか、そういう割と近いところを卒業しても、その後、また養成校に通わなければいけない期間も含めてと考えていたのです。そうではないわけですね。

○根岸企画室長 その後、また養成校に通われて、留学生としてということであれば、留学は学校に行っている限りにおいては何年間までということはありませんので、実際に大学を出てからまた専門学校に行くという方もいらっしゃいますので、それは否定するわけではありません。ただ、単に実務経験ルートの実務経験を積むための就労期間というのは、今のところ認める予定はありません。

○小島企画調整担当課長 1つネックがありまして、EPAで送り出している方々の人材というのはある程度働きながら、そこでお金をいただきながら働けるというのが1つあるのですけれども、今の大学を卒業してさらに留学という、その間、滞在費であるとか、留学する費用というのは全部自分たちの持ち出しになって、それなりの資金力を持っている方ではできないのかな。私たちの考えているのは、介護施設で働きながら、まだ未資格なのだけれども、資格修得を目指す期間も給与が払われる。日本国内で生活するに足りる給料をもらえるというのを前提にしているので、そのイメージが違うのだと思います。そうすると、すごく限定をされてしまって、それに応じてくれる人というのは、母国で裕福な家庭に育った方しか多分日本国内に来られないのではないかなと思うのです。だから、門戸を開くのは確かに限定的でも我々としてはうれしいのですけれども、すごい限

定的な介護ではないかなと思っています。

○根岸企画室長 外国人の労働者をこれから受け入れるに当たって、留学生からのルートを確認することについて、それがすごく限定されるとは我々は考えていません。恐らくおっしゃるようなルートを開いたとしても、留学生のルートの方のほうが多いのではないかと思います。そんなに限定していることだとは思いませんし、現在でも介護系の専門学校などに外国人で入られている方はいらっしゃいますけれども、いろいろ御相談を受ける場合もあります。今はただ、その場合の就職先というのがすごく限られています。そういうところを出られて、大手の介護、みんなが名前を聞いたら分かるような大手のところの本社で働くとか、そういうようなケースに限られていますので、やはり就職先がないですから、やはり留学生の数も少ない。

ただ、政府として再興戦略で留学生の就職支援ということで介護福祉士については認めましょうという方針を出しただけで、まだ具体的なところが出ていなくても、いろんな専門学校等について、では外国人を受け入れようかということでもいろんなお問合せなどもたくさん頂いておりますし、そういう意味では、そういうところも留学生獲得の努力をしていくでしょうし、本当にニーズがあるのであれば、そういうところは使われていくということになると思いますので、一部しか使わないような珍しいルートでちょっと小さく始めてみましょうというようなものではないとは理解できると思います。

○堀井課長 質問よろしいですか。

○八田座長 どうぞ、もちろんです。ちょうどいい機会ですから、いろいろと具体的なケースについては御質問ください。

○堀井課長 ありがとうございます。きょうは丁寧に御説明いただいてありがとうございました。留学生がその後また資格を取るためにというお話でしたけれども、先ほど法務省の御説明があったように、そもそも二重に行かなくても、介護福祉士の1,850時間のカリキュラムができるところに留学をされていれば、普通の留学生と同じように卒業ということですので、そこは1つ私のほうから補足したかったのと、1点お伺いしたかったのは、神奈川県さんがお配りいただいた資料の7ページで、高齢化が進む外国籍の県民というような形で資料を拝見したのですが、要は歴史的な経緯で神奈川にはこれまで多くの外国籍の県民の方が暮らして、高齢化が進んでいる。そういう方々の高齢化ということを考えたときに外国籍の方をというお話があったのですが、ということは、例えばこちらのほうであるような中国ですとか、韓国、朝鮮の国籍の方が多いのですけれども、そういった国から介護をしてくださる方を受け入れたいと、そういうイメージを強く持っておられるということなのでしょうか。

○小島企画調整担当課長 冒頭申し上げましたように、最初から全世界を相手にするのは難しいですから、EPAの3国を基盤に考えているのですけれども、こういうふうにありますように中国、韓国、こういったところも多いわけですので、やはり我々としてはそういった国に一つ一つふやしていこうかなと思っています。

○堀井課長 ありがとうございます。

○小島企画調整担当課長 つけ足しますと、外国籍の県民の方は、1世の方はほとんど日本語がしゃべれない方が多いのです。お子さんは学校教育で日本人と一緒に教育をされますから、お子さんはすごく日本語が上達していて、医療とか何かの困りごとがあったときはお子さんが通訳として間に入るといったケースが多々あると聞いていまして、そういった方々が介護施設に入っているにも日本語はしゃべれないために、本当に中で孤立しているという場面が多いと聞いていますので、そういったところにやはり施設のほうでもそういった方が利用者としている場合には外国籍のヘルパーさんがそういったことを求めているというニーズがあるというのが実態であります。

○八田座長 今、神奈川県から御説明になった、ここはほかと種類が違うのではないかと思います。母国語、ある外国語がしゃべれるという非常に特殊な高度人材ですね。しかも介護もできると。そういうところに関して結構ニーズがあるということは、一般的などころだけではなかなか解決しにくいところかもしれませんね。

どうぞ。

○小島企画調整担当課長 1つ厚生労働省に質問なのですけれども、今、介護福祉士の養成校があるわけなのですけれども、ここを卒業するときには国家試験の試験免除というのがあろうと思うのですけれども、それは今後どうなるのでしょうか。今、試験免除がなくなって試験を受けなければいけない。したがって、今、介護福祉士の学校に行きたがらないということとどんどん学校が閉鎖されているという実体があるわけなのですけれども、逆にその受け皿に留学でという話だと、そこは本末転倒なのかなという思いもあるのですが、その辺の流れはどうなのでしょう。

○八田座長 どうぞ。

○山田室長補佐 まず現状を申し上げますと、養成校、いわゆる専門学校、大学もそうですが、そこで1,850時間の課程を経た方については、今は卒業と同時に介護福祉士の国家資格が取得されるという形になっております。ただ、平成19年にその資格に関する法律の改正をいたしまして、そういう専門学校や養成などの養成施設を卒業した方についても国家試験を受けていただくような義務づけというのをしています。

ただ、それについては、まだ施行はされていないという状況です。二度にわたって延期をされておりまして、平成23年に一度延期されまして、昨年度さらにもう一回延期しているということがございます。それについては、今、審議会においてそれをどのようにしていくかということについては現在検討をしているという状況なので、そこについてはまさに介護職のあり方の中で、介護福祉士という専門資格の位置づけも含めて、さまざま議論を行っているという状況でございます。何か今の時点でどうだという結論が出ているということではございません。

○八田座長 保育士の場合には、保育士養成校に2年いけば自動的に保育士さんになって、別なルートとしては、全くそういう学校に行かなくても試験を受ければなる。介護福祉士

さんも同じような仕組みですか。

○山田室長補佐 介護福祉士になるためには、大きく3つのルートというのがございます。

1つは、ずっと話があったとおり、いわゆる養成施設を出て介護福祉士になる。今はそのについては試験を受けなくても資格を取得できるというパターンです。

もう一つは、実務経験を3年経ていただいて、介護福祉士の国家試験に合格していただければ介護福祉士になれるというパターン。

あともう一つは高校がございます。福祉系高校というところなのですが、そこでやはり1,850時間程度カリキュラムをちゃんと終わられて卒業して国家試験を受けていただき、合格された場合には介護福祉士になるという3つのパターンというのがございます。

○八田座長 それでは、根本的には神奈川県さんはかなりレベルの高い介護福祉士さんで外国人で母国に帰っても役に立つようなレベルの人が欲しい。それについては、一応全国レベルでそういう仕組みを今役所でまさにそういうことを考えてらっしゃる。もし、そこに来る外国人の方、実質的にはアルバイトしながら学費を稼いでいくのでしょうか、そこが少ないということだったら、それこそ奨学金を出す仕組みとか、いろいろそういうようなことでやるというのが今開きつつある道としては重要だろうと思います。

あと先ほどおっしゃった1世に対する対策、これをどうしたらいいのかというのは、なかなか難しい問題がありますね。通訳さんをつけるという手もあるのだろうけれども、それでは足りなくて、むしろそういうことができる介護福祉士さんについては、介護士の資格を多少緩和するということがあり得るのかどうか。ビザの件でもどうするのか。この辺については、神奈川県さんとしては、具体的にはどういう仕組みにすればいいとお考えですか。

○小島企画調整担当課長 今おっしゃったように、医療の場面でも医療通訳、介護の場面でも通訳というものの活用は今時点でもさせていただいています。ただ、実際に通訳を介してですと、実際のケアというものにはどう対応していいかというのが適切に対応できないということがあるので、できれば技術を身につけている方が直接ケアできる、これが望ましいことではないかなと思っておりまして、我が県が提案していることが全国レベルになることはすごく望ましいことなのですが、今回私どものほうは、あとはスピード感を持って、できれば来年度中には実施したいということで、それぞれの関係団体さんが何か、または法務省さんが考えている管理法人というものも受け皿づくりももう既に進めているというようなこともありますので、ぜひとも例えばまずは神奈川県の東京圏でやってみて、それを何かそこで課題があれば全国レベルで運用する際の参考にさせていただくとか、そういう動きでもよろしいのかなと思っています。

国の審議会でも、この外国人労働者の活用という件では、それぞれの職能団体さんの意見も聞かれていると思うのですが、必ずしも賛成派ばかりではなくて、中には否定をされている団体もあるやに聞いてございますので、そういった部分を軟着陸するためにも、まずはこういった特区制度を活用して、ある圏域で実証実験するというのも必要ではない

かなという思いで出させていただいていますので、ゆくゆくは全国レベルでなっていたくのは我々も好ましいと思っておりますので、その検討も引き続きお願いをしたいと思っています。

○八田座長 法務省さんは一応年内をめどに制度設計をお進めになる。これは制度設計されたら、今度は法律ではない、政令改正ですか。

○根岸企画室長 先ほど私、若干ぼかした言い方をせざるを得なかったのですが、前提として、今の在留資格では専門的、技術的と評価できたとしても、介護福祉士さんでやられる介護について読み込むことは無理があるだろうと考えています。そうすると、普通に考えれば在留資格を何らか整理するということになるのかと思います。そうでない場合には、特定活動という、あるにはありますけれども、これは一時的なものとか、すぐ限定された部分で認めるというようなことも違いますので、一般的な制度として認めましようという方向ですから、素直にいけば在留資格を何らか整備するという。

○八田座長 そうすると、一步先んじて特区でやるということも不可能ではないですね。

○根岸企画室長 あえて全国で今やろうとしているものを遅らせて特区で一部やるということになってしまうと思いますので、それはないかなと思っております。

○藤原次長 全国でやっていただいているということであれば、年内をめどに、いろんな制度設計の骨子とか、そういうものが出ていく中で、これは区域会議の要望はきちんと伝えていくということですね。

○八田座長 決まっているものをわざわざ特区で。

○藤原次長 ですから、神奈川県のをぜひ拾っていただいて、全国の制度設計をしていただくということに尽きると思います。

○八田座長 工藤さん、どうぞ。

○工藤委員 事前にいただいている法務省さんと厚労省さんからの特区ではなくて全体でやっていますからという御意見、よくわかって、ただ、きょうの議論の中で、これですと日本人に対する外国人の介護が前提になっていましたが、先ほど神奈川県の場合は、そういう実際の1世さんの要は中国語を母国語としてまだ持ってらっしゃる方の介護も実態として今引き受けているわけだから、そういうことに関しては特区というか、特定の地域での特殊事情というケースで御検討される可能性もあるのではないかと、聞いていてとても思ったのです。だから、全体の流れは日本人を介護する、日本語の人を介護するから日本人のとなるかもしれないけれども、そういう可能性というのはいかがなのですか。

○山田室長補佐 例えば外国人の1世の方というのは、ある意味で確かに満遍なく神奈川県さんは歴史的経緯もあって多いということなのでしょうけれども、何も神奈川県さんに限ったことではなくて、全国でもあり得るのだろうということが1つ。

もう一つ、介護について言えば、何か単独でやるものではなくて、チームケアとかと申しますとおり、1人でやるものではありません。もちろん、言葉の問題があるので、その言葉を持つ、かつ、介護のものを持つ方が来てくれれば、それは1つなのかもしれません

けれども、かといって、日本人の方が例えば今も確かに通じない問題はあるにしても何もしていないかという、決してそんなことはないと思うのです。多分語学の研修もされるでしょうし、通訳といったこともあるでしょうし。そういう中で努力をされているということもあって、そういう意味でも国内で基本的には介護をしていただくということが、日本人もそれなりに努力しているものと思われまますので、あえてそれで、だからすぐ外国の方を招いてというときに、今度来ていただいた方の日本語能力とかという問題もあると思うのです。同僚とかのコミュニケーションとかも図らなければいけませんし。そうなったときに、どちらが結果的によいのかということも含めて検討しなければいけないと思いますので、そういう意味では、今の時点で我々としては特区としてそれがいいか悪いかという、なじむものではないかなというのは思うところではあります。

○工藤委員 ただ、先ほど合格率は50%。つまり、日本に来て、勉強したいけれども、語学が壁で合格率が低いという。でも、その人は逆を言うと、中国語とか韓国語ができると思えば、日本語はある程度できて、専門用語、それで母国語もできるという意味では、そういう人材としての価値もあるという見方もできるので、そういう方向性も、逆の立場、我々が海外に行ったときにそういう介護を受ける立場になったと考えれば、少しでも日本語がわかって専門用語もわかる人がいてくれたほうが安心であるという見方をすれば、可能性としては、これからグローバルな社会に日本がなっていこうとするならば検討の価値はあるのではないかと思います。

○山田室長補佐 まず、合格率について御指摘いただいています。EPAの方について5割程度ということなのですが、日本の介護福祉士の合格率も約6割ぐらいでございまして、実はEPAの介護福祉士の合格者の方というのは日本の方と遜色のないレベルにあるという現状もございまして。そういう点では、試験を例えば英語にということでお話とかもいただいておりますけれども、この点については、疾病名については既に英語に訳すというのはやっているところでもございまして、そういう意味では、そういう対応はさせていただいているということです。

その上で、特区という、これは初めていただいたので何とも言えないところはあるのですが、ただ、自分がということで申し上げれば、これはなかなか確かに悩ましいところだろうなと思いつつも、やはり1世の方とて確かに痛みを伝えるとかそういう日本語、会話をするの難しさ、医療とか介護、それは理解するものの、日本に来ていただいて生活している以上、日本でそれなりに入って介護保険の世界でやっていただいているわけですし、私はそこで職員がきちんとできるホスピタリティを持って処遇をしているのだからということ、想像に浮かぶところではありますので。

○八田座長 きょうの成果として、とにかく全国レベルで法務省さんが御検討していらして、まさにそういうところについて神奈川県で重要だと思ってらっしゃることについてお答えになっているということがわかったかと。

もう一つ、今、工藤さんがおっしゃったように、特区でということを使えば、それこそ

1世というのはブラジル系でも中国系でも、これから物すごく大きな問題になってくるわけで、もしそういうところで非常に具体的な提案をなさるのならば、これは神奈川県さんでかなりお役所のほうに持って行って、これなら検討してみようというような案をお考えになればどうかなと思います。それは必ずしもしてくださいということではないですけども、もしそういう案があればいいのではないかなと思います。

○山口事業統括部長 わかりました。ありがとうございます。

我々としては、基本的に国家戦略特区、世界に打って出る、世界からヒト・モノ・カネを呼び込むといった中で、これとは別の議論ですけども、外国人の医師あるいは外国人の家事労働というような流れの中で介護人材といったものもしっかりグローバル化時代に対応していく、そういった環境をつくるのかなと、そういった思いがあります。

○八田座長 まさに、そこに一歩踏み出す非常に重要なステップをされている。

○山口事業統括部長 そういう中でぜひ神奈川県の特特殊性といったのも御考慮いただきたいということです。

○藤原次長 特性のところはきょう出た議論ですし、まさに区域計画の案にも書いていないですから、そこについての議論は工藤先生おっしゃるように、特区の可能性も含めてまた御議論させていただきたいと思います。またよろしくお願いします。

○八田座長 どうもありがとうございました。